

**平成23年度**

**河内長野市の財務書類**

**(総務省方式改訂モデル)**

**貸借対照表・行政コスト計算書**

**純資産変動計算書・資金収支計算書**

**平成25年3月**

**総務部 財政課**

## 河内長野市の財務書類

### 1. はじめに

新地方公会計制度では、官庁会計に基づく従来の自治体会計に加え、企業会計の手法を導入することになります。現金主義・単式簿記を特徴とする現行の官庁会計に対し、発生主義・複式簿記を特徴とする企業会計方式では、歳入歳出という現金の動きに加え、資産や負債など市の所有するすべての行政資源と行政コストを総合的に把握することが可能となります。また、市と連携協力して行政サービス等を実施している関係団体等をひとつのグループとみなして、市の特別会計、一部事務組合、後期高齢者医療広域連合、土地開発公社及び第三セクターを含めた連結財務書類を作成することで、財務書類を包括的かつ長期的な視野に立った自治体経営の指標として用いることが可能となります。

河内長野市でも、「行政改革の基本方針（平成17年12月24日閣議決定）」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）」などに基づき資産・債務改革に取り組むため、新地方公会計制度を導入し、総務省方式改訂モデルによる普通会計財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）及び連結財務書類4表の作成を行いました。

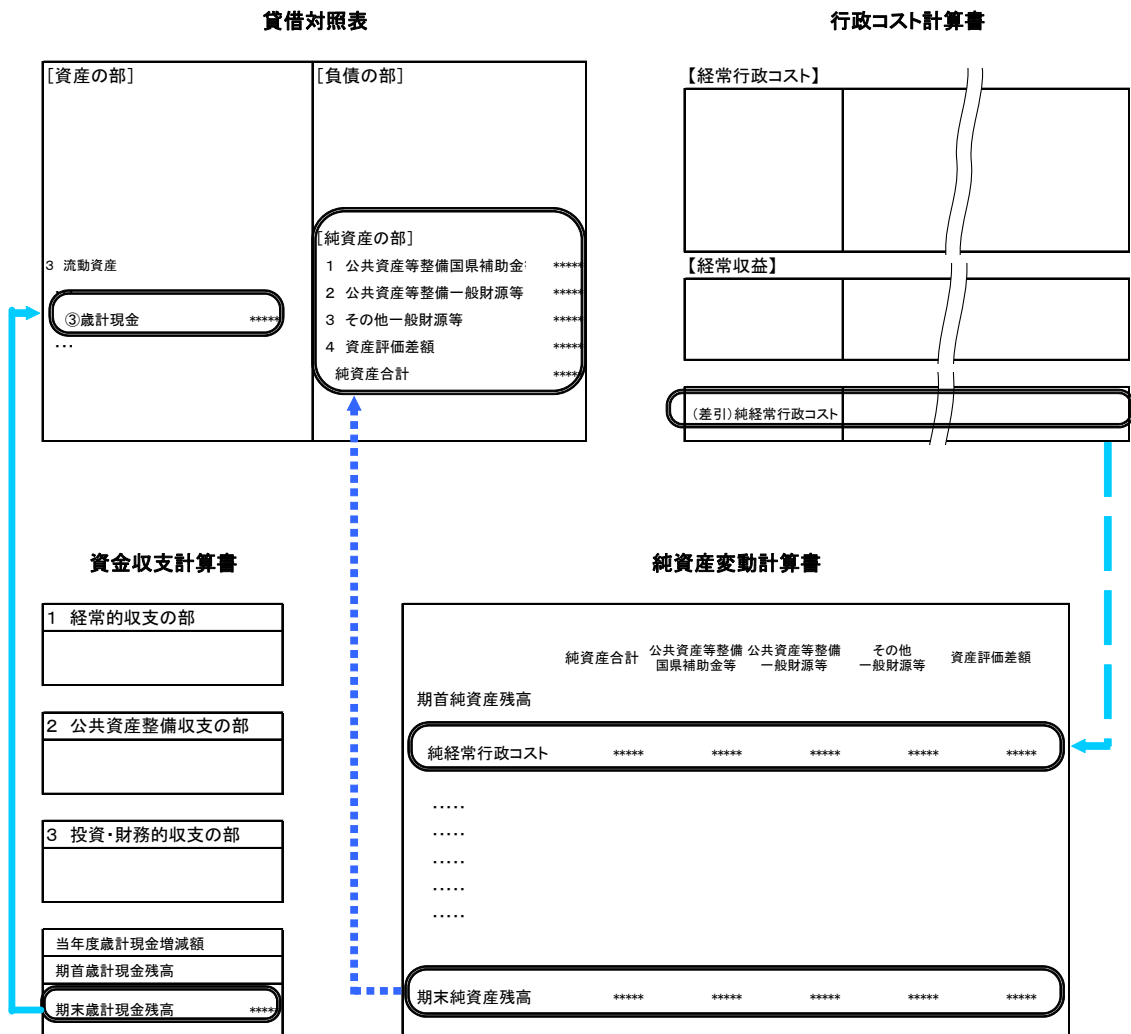
### 2. 新地方公会計制度の意義

地方公共団体の財務会計は、会計年度を基本とする現金主義となっており、収入と支出を単純に差し引きする単式簿記の方法を用いているため、取得した資産の状況や減価償却などの費用についての把握ができません。現金の出入だけではなく、これまでに蓄積された“資産”や発生した“経費”を含めて分析・公表するために、民間企業会計の発生主義会計の考え方を導入し、これらのストック情報やコスト情報を明らかにすることを目的として新地方公会計制度が導入されました。

### 3. 財務書類とは

財務書類は、前記のとおり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表から構成されていますが、この4表の関係を図示すると図表1のようになります。

【図表1】財務書類4表の関係（総務省方式改訂モデル）



#### 4. 財務書類の作成基準

総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月)に順じ、普通会計、公営事業会計(特別会計)及び一部事務組合については、同省調査の昭和44年度以降の「地方財政状況調査表」および「歳入歳出決算書」をもとに作成しました。土地開発公社及び第三セクター等については、当該団体において作成されている決算書類をもとに作成しました。

#### 5. 作成基準日・対象期間

貸借対照表は、当該年度末を作成基準日としています。

行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書は、年度当初から年度末を作成対象期間としています。

但し、普通会計、公営企業会計(水道事業会計を除く)、その他公営事業会計及び一部事務組合における出納整理期間中(翌年度4月1日から5月31日)の出納については、基準日及び対象期間までに終了したものとして処理しています。

## 4つの財務書類

### 1. 貸借対照表（バランスシート）

会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているかを（財源調達状況）、対照表示しています。

#### 《貸借対照表の構成》

##### ①資産の部

##### 1 公共資産

###### （1）有形固定資産

市民サービスを行うための道路、市営住宅、学校、公民館等の建物及び土地、設備や機械・備品などの物質的資産をいいます。土地以外の有形固定資産は、施設の目的区分により残存価額なしで定額法により減価償却しています。

###### （2）売却可能資産

年度末時点において、普通財産として扱われている土地及び建物などで、概ね次の基準に該当するもの

##### 【対象としたもの】

- ・行政サービスの提供に活用されていないもの（遊休資産）
- ・売却の方針が概ね決定されているもの
- ・財産売却収入を予算化しているもの又は予算化の予定があるもの

##### 【対象外としたもの】

- ・公共的団体（国・府等の行政機関、自治会など）に対して貸付しているもの
- ・本来行政財産として活用すべきと思われるもの

当該年度においては普通財産のうち、翌年度当初予算に財産収入として計上した土地のみを計上しています。

##### 2 投資等

各種団体への出資金、貸付金、基金等及び長期延滞債権の基準日残高を表示しています。なお、長期延滞債権は、過去5年間の滞納繰越に係る収入済額に対する不納欠損額の率より算出しています。

##### 3 流動資産

流動性の高い基金である財政調整基金や減債基金、歳計現金（当該年度の歳入歳出決算差引額）及び市税等の未収金です。

(1) 現金預金

流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」を計上しています。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額です。

(2) 未収金

収入未済額のうち、当該年度に発生した債権について計上しています。そのうち、将来回収不能となると見込まれるものを、「回収不能見込額」に計上しています。

計上方法は、「長期延滞債権」の「回収不能見込額」と同様です。

## ②負債の部

資産形成の財源として調達した資金のうち、将来返済しなければならないものです。負債は、固定負債と流動負債に分類しています。

### 1 固定負債

(1) 地方債

年度末残高から翌年度元金償還予定額を差し引いた額です。なお、翌年度元金償還予定額は、流動負債に計上されます。

(2) 長期未払金

実質的な債務負担行為で、翌年度以降支払予定額のうち翌年度支払予定額を差し引いた額です。翌年度支払予定額は流動負債に計上されます。

(3) 退職手当引当金

年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その退職手当の要支給額を計上しています。ただし、流動負債の「翌年度支払退職手当」として計上されたものを除きます。

### 2 流動負債

(1) 翌年度償還予定地方債

翌年度元金償還予定額（固定負債の地方債で差し引いた額）です。

(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）

当該年度の歳入歳出差し引きです。（黒字決算の場合はゼロとなります。）

(3) 未払金

翌年度支払予定額（固定負債の長期未払金で差し引いた額）です。

(4) 翌年度支払予定退職手当

次年度に支払う予定の退職手当を計上しており、翌年度の退職手当の予算額を計上しています。

(5) 賞与引当金

翌年度に支給される賞与（翌年度6月支給分）のうち当年度に発生した部分です。賞与は一定期間勤務したことに対する労働の対価と考えることができます。すなわち、翌年度に支給されるものの支給原因は当年度中の12月から3月の4ヶ月分にもあるという認識から負債として計上しています。

### ③純資産の部

資産形成の財源として調達した資金のうち、将来返済を要しないものをいい、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等及び資産評価差額に分類して表示しています。

#### 1 公共資産整備国県補助金等

「公共資産等整備国県補助金等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・府から補助を受けた部分です。

#### 2 公共資産等整備一般財源等

「公共資産等整備一般財源」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、上記の国・府補助金等と（建設）地方債を除いた部分です。

#### 3 その他一般財源等

「その他一般財源等」とは、公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。従って、翌年度以降に自由に使用できる財源ということになります。

翌年度以降に自由に使用できる財源がマイナスということは、翌年度以降の負債額のうちの一部については使途が既に拘束されているということになります。具体的には臨時財政対策債や減税補てん債などの資産形成につながらない負債に対してそれらの支出に対する備えが蓄えられていないことを表します。

多くの団体は多かれ少なかれその他一般財源等はマイナスになるものと考えられます。

臨時財政対策債などの赤字地方債は、地方交付税の代替措置として発行が認められたものであり、赤字地方債の元利償還金については、国から地方交付税が措置されることとなっています。

#### 4 資産評価差額

「売却可能資産」の新規計上、資産の評価替、寄附等による資産の無償取得などにより「純資産」を増減させる場合、その増減額を計上しています。

その他の理由で前年度数値を変更する際にも、この欄において調整することが

あります。

### **【貸借対照表からわかること】(普通会計)**

#### ①資産について

資産は、市政運営の資源として用いられ、将来にわたり行政サービスを提供するために使用されるものです。

本市の普通会計ベースの総資産は、約1,520億円、市民1人当りに換算すると約133万4千円となっており、そのうちの大部分を占めている公共資産は、総額約1,399億8千6百万円、市民1人当たり約122万9千円となっています。公共資産の主なものは、生活インフラ・国土保全で約777億2千2百万円、教育で約305億4千百万円などとなっています。前年度末と比較すると、生活インフラ・国土保全では高野街道にぎわい・まち並み再生事業の実施、教育では小学校施設大規模改造事業の実施、消防では高規格救急車などの購入などにより資産が増加するものの、一方で、施設の老朽化に伴い建物が減価償却されたため、結果として、全体では約30億5千5百万円減少しました。

また、平成22年度の長期延滞債権は、滞納整理の結果、生活保護返還金で約2千万円減少するなど、全体で約16千百万円の減少となっております。

さらに、流動資産のうち資金が前年度末と比べ、約16億3千7百万円減少しています。これは、市債の最終償還に際し、将来世代の負担軽減のため借換債の発行を抑制し、減債基金を約16億7千万円取り崩したことなどによるものです。

#### ②負債について

負債は、地方債など将来において支払の必要があり将来の世代が負担することになる固定負債と、短期間のうちに支払期限が到来する流動負債に区分されます。

固定負債のうち、地方債は、計画的な償還を進めながら、借換債の発行を抑制したことなどにより、約8億8千6百万円減少しました。また、流動負債のうち翌年度償還予定額において、平成23年度では銀行等引受債に係る多額の最終償還を予定していたため、大幅に金額が膨らみましたが、今年度はそのような要因がないため、結果として、約22億4千3百万円減少しました。

その結果、負債の総額は約391億3千9百万円となっており、資産に対する負債の割合は約25.7%で、市民1人当たり約34万4千円となっています。

#### ③純資産について

純資産は、前年度より約13億7千8百万円減少し、約1,128億6千万円で資産全体の約74.3%を占めており、過度に借金(負債)に頼らない資産形成を行ってきたといえます。なお、市民1人当りに換算すると約99万1千円となっています。



## 2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、市が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、その財源である使用料・手数料や分担金・負担金などの収入を明らかにしたものです。行政コスト計算書は、人的なサービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスの活動実績をコストという側面から把握したものです。

### 《行政コスト計算書の構成》

#### 【経常行政コスト】

- ・人件費…給与費等から退職手当や前年度賞与引当金計上額を控除した額
- ・退職手当引当金繰入額…退職手当及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額
- ・賞与引当金繰入額…当該年度の貸借対照表に計上した賞与引当金の額
- ・物件費…旅費、光熱水費、委託料などの経費
- ・維持補修費…施設などの維持修繕に必要な経費
- ・減価償却費…有形固定資産の経年劣化等に伴い、価値が減少したと認められる金額
- ・社会保障給付…障がい者や高齢者に対する援護措置、子ども手当等の給付などに要する経費
- ・補助金等…一部事務組合負担金や各種団体に対する補助金など
- ・他会計等への支出額…特別会計などの他会計に対する繰出金など
- ・他団体への公共資産整備補助金等…投資的経費のうち、他団体等への補助金など(市の所有とならない資産が形成される場合)
- ・支払利息…地方債及び一時借入金の利子支払額
- ・回収不能見込計上額…市税や使用料などのうち、回収不能見込額として新たに貸借対照表に計上した金額及び当該年度の不能欠損額
- ・その他行政コスト…上記以外の行政コストのほか、長期未払金及び未収金として新たに貸借対照表に計上した金額

#### 【経常収益】

- ・使用料・手数料
- ・分担金・負担金・寄附金

### **【行政コスト計算書からわかること】（普通会計）**

行政コスト（経常費用）は、約315億3百万円となっており、市民1人当たり約27万6千円となっております。その内訳を前年度と比較した場合、人にかかるコストは、退職手当引当金繰入等の減少などにより、約2千2百万円減少していますが、一方、物にかかるコストは、子宮頸がん等ワクチン接種費用が大幅に増加したことなどにより、前年度と比べ、約1億6千9百万円増加しています。また、移転支的的なコストについては、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金の減少に伴い、他団体への公共資産整備補助金等が7千9百万円減少したものの、障がい者介護・訓練等給付事業費が増加したことなどにより、社会保障給付が1億9千7百万円増加したため、結果として、1億1千9百万円増加することとなりました。

また、行政サービスを利用する対価として市民が負担する使用料・手数料などの経常収益は、約11億5千百万円となっており、市民1人当たりでは約1万円となっております。

行政コストから経常収益を差し引いた純経常行政コストは約303億5千2百万円で、市税や地方交付税などの一般財源や国・府補助金等で補っていることとなります。

### 3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部について、会計年度中の動きを表すものです。公共資産整備及び行政コストに対する財源投入や、国県補助金や市税等の収入により、貸借対照表の純資産がどのように増減しているかを明らかにしています。

貸借対照表の純資産の部は、これまでの世代が負担してきた部分ですので、1年間でこれまでの世代が負担してきた部分が増えたのか減ったのかわかることになります。

#### 《純資産変動計算書の構成》

表題は、貸借対照表の純資産の部と同様で、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」となっています。

#### **【純資産変動計算書からわかること】(普通会計)**

純経常行政コスト約303億5千2百万円となっており、受益者負担で賄えない部分については、地方税や地方交付税などの一般財源および国や府からの補助金など約289億6千百万円で補っていますが、それでも生じる不足部分については、過去からの純資産を取り崩すことで行政サービスを提供している状態にあり、現状はコスト超過の状態と言えます。

平成23年度中の減少額は約13億7千8百万円で、期末純資産残高は約1,128億6千万円となっています。

#### 4. 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）

資金収支計算書は、行政活動を歳計現金(=資金)の流れからみたものであり、会計年度内における資金の増減内訳を示しています。「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、及び「投資・財務的収支の部」の3つの区分を用いて表示することにより、行政活動別の資金収支を明確にしています。

##### 《資金収支計算書の構成》

###### 1 経常的収支の部

経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上しています。具体的には、市税、使用料、手数料などの収入と、人件費、物件費、社会保障給付、支払利息、建物等の維持管理費などの支出を計上しています。

財政指標での一つである「経常収支比率」の考え方と同様で、「経常的支出の部」の黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化していることとなります。

###### 2 公共資産整備支出の部

支出には、自団体で整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産を整備する公共資産整備補助金等支出、他会計への繰出金や出資金等のうち建設費に充てられたものが計上されています。収入には、その財源となる国県補助金、地方債発行額などが計上されています。

「公共資産整備収支の部」の不足額は、「経常的収支の部」の黒字額の範囲内に抑えることが望ましいと言えます。

###### 3 投資・財務的収支の部

支出には、貸付金、基金積立金、他団体等に対する出資、地方債の元金償還額、他会計の繰出金や出資金等のうち地方債の元金償還に充てられたものなどが計上されています。収入には、貸付金の返還金や公共資産の売却収入のほかに、上記支出の財源となった地方債などが計上されています。

###### 4 注記

欄外に、資金収支計算書に含まれていない一時借入金の借入限度額と一時借入金利息の金額を計上しています。

また、地方債の発行・償還や財政調整基金等の積立・取崩しを全体の収支から除いた基礎的な収支情報（プライマリーバランス）を計上しています。

### **【資金収支計算書からわかること】（普通会計）**

経常的収支は約7億9千8百万円の黒字となっており、このキャッシュフローの黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化していると考えられるため、行政活動支出の削減に努めることが必要となります。一方、公共資産整備収支及び投資・財務的収支は、それぞれ約7億4百万円、約6億4千3百万円の赤字となっています。

公共資産整備収支の部や投資・財務的収支の部では、支出のうち特定財源では賄えない部分について、収支不足が生じます。この収支不足を、経常的収支の部における収支余剰をもって補てんするという関係になります。

年度中のフローにおいては、期首に比べて約1千万円現金残高が増加し、また、地方債の発行・償還額及び財政調整期金等の取崩・積立額を加味した基礎的な財政収支は約20億4千2百万円の確保しており、健全な財政運営を行っているといえます。

## 連結会計の財務書類

### 1. 連結会計とは

連結会計とは、普通会計のほか公営企業や特別会計、河内長野市と連携協力して行政サービスを実施している関係団体や法人を一つの行政サービス実施主体とみなして作成する財務書類のことです。

### 2. 連結の範囲

連結財務書類の作成にあたって、連結の範囲に含めた特別会計、地方三公社、第三セクター等は次のとおりです。

#### 《地方公共団体》

市に属する全ての会計が対象となります。

①普通会計

②公営事業会計

1 公営企業会計

水道事業、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業）

2 その他の公営事業会計

国民健康保険事業（事業勘定）、介護保険事業（事業勘定、サービス事業勘定）、後期高齢者医療事業

#### 《地方三公社》

土地開発公社、住宅供給公社、道路公社が連結対象となりますが、本市では土地開発公社が連結対象となります。

#### 《第三セクター等》

第三セクター等連結判断基準（総務省基準）

- （1）出資比率が50%以上の場合、連結対象とする。
- （2）出資比率が25%未満の場合は、連結対象としない。
- （3）出資比率が25%以上50%未満の場合は、実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合は、連結対象とする。

市の出資（出損）比率が50%以上の法人が連結対象となります。

（財）河内長野市文化振興財団 【100%】

（財）河内長野市公園緑化協会 【100%】

(財) 河内長野市勤労市民互助会 【 1 0 0 %】

(株) 三日市都市開発株式会社 【 8 0 %】

### 《一部事務組合・広域連合》

市が加入する一部事務組合及び広域連合（以下、一部事務組合等という。）が対象となります。平成23年度末で2つの一部事務組合等に加入しています。連結に際して、一部事務組合等の財務書類のうち市の当該年度負担割合相当分を連結する「比例連結」を行います。

南河内環境事業組合

大阪府後期高齢者医療広域連合

## 3. 連結の前提条件

### 【財務書類の作成方法】

#### ①公営企業会計

地方公営企業法を適用している水道事業に関しては、地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した「決算書」を活用して作成しました。また、そのほかの公営企業会計については、総務省における調査の「地方公営企業決算の状況」及び「歳入歳出決算書」を活用して作成しました。

#### ②その他公営事業会計、一部事務組合

市の普通会計と同様、総務省調査の「地方財政状況調査表」及び「歳入歳出決算書」を活用して作成しました。

#### ③土地開発公社

土地開発公社経理基準要綱等に基づき作成され、市議会に報告されている「決算書」を活用して作成しました。

#### ④第三セクター等

公益法人会計基準など、各法人の会計基準に基づき作成された「決算書」等を活用して作成しました。

### 【減価償却方法】

#### ①公営企業会計

地方公営企業法を適用している水道事業に関しては、地方公営企業法施行規則による耐用年数に基づいて定額法により減価償却しています。また、そのほかの公営企業会計については、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された耐用年数に基づいて定額法により減価償却しています。

#### ②その他公営事業会計、一部事務組合

市の普通会計と同様、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示され

た耐用年数に基づいて定額法により減価償却しています。

③土地開発公社、第三セクター等

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定に基づいて定額法により減価償却しています。

**【退職給与引当金、賞与引当金の計上方法】**

①退職給与引当金

全ての会計、法人等において、職員全員は年度末に普通退職したと想定し、その際の退職手当要支給額を計上しています。

②賞与引当金

ほとんどの法人等において、市の普通会計と同様、次年度の6月支給の賞与について、当該年度の負担相当分を負債に計上しています。

**【連結内部の相殺消去】**

連結対象となる会計・団体・法人間での取引があった場合は、その支出及び収入をそれぞれから削除しています。また、相互間に出資や貸付などの関係がある場合も、貸借対照表の残高からそれぞれ削除しています。